

第五十三回国会 運輸委員會 議 録 第一号

本国会召集日(昭和四十一年十一月三十日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 古川 丈吉君

理事 壽原 正一君

理事 田邊 國男君

理事 山田 彌一君

理事 肥田 次郎君

理事 小淵 惠三君

理事 川野 芳満君

理事 高橋清一郎君

理事 南條 徳男君

理事 福井 勇君

理事 増田甲子七君

理事 山村新治郎君

理事 小川 三男君

理事 泊谷 裕夫君

理事 山口丈太郎君

理事 竹谷源太郎君

理事 勝利君

理事 清野 清吾君

理事 久保 三郎君

理事 矢尾喜三郎君

理事 龜岡 高夫君

理事 佐々木義武君

理事 高橋 禎一君

理事 長谷川 峻君

理事 細田 吉藏君

理事 松浦周太郎君

理事 井岡 大治君

理事 勝澤 芳雄君

理事 野間千代三君

理事 内海 清君

出席政府委員

運輸事務官 龜山 信郎君

(海運局長)

委員外の出席者 専門員 小西 真一君

十二月三日

委員増田甲子七君辞任につき、その補欠として有田喜一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員有田喜一君、小淵惠三君、松浦周太郎君及び山村新治郎君辞任につき、その補欠として砂田重民君、毛利松平君、安藤覺君及び坂村吉正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、坂村吉正君、砂田重民君及び毛利松平君辞任につき、その補欠として松浦周太郎君、山村新治郎君、有田喜一君及び小淵惠三君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十九日

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

同月九日

踏切道等の道路改良工事に伴う国鉄との協定促進に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第四四号)

同(小坂善太郎君紹介)(第四五号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第四六号)

同(増田甲子七君紹介)(第四七号)

同(小川平二君紹介)(第一六四号)

同(吉川久衛君紹介)(第一六五号)

同(倉石忠雄君紹介)(第二〇二号)

自動車のパークによる交通事故防止に関する請願(栗山秀君紹介)(第一〇五号)

総武線小岩駅に快速電車停車に関する請願(島村一郎君紹介)(第一〇六号)

同月十四日

新東京国際空港の用地買収等に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第三四二号)

踏切道等の道路改良工事に伴う国鉄との協定促進に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四二九号)

同(中澤茂一君紹介)(第四三〇号)

同(松平忠久君紹介)(第四三二号)

同(三陸沿岸縦貫鉄道の早期建設に関する請願(野原正勝君紹介)(第八二五号)

水俣港の貿易港及び重要港湾指定に伴う漁業被害補償に関する請願(松田鐵蔵君紹介)(第一〇五五号)

大口市、出水市間の国鉄バス運行に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇六八号)

同月十七日

踏切道等の道路改良工事に伴う国鉄との協定促進に関する請願(下平正一君紹介)(第一三三二号)

同(原茂君紹介)(第一三三三号)

は本委員会に付託された。

十二月八日

離島空路に対する国の助成措置に関する陳情書(長崎県議会議長小柳二雄)(第一三〇号)

千歳空港の民間専用国際空港使用に関する陳情書外十件(北海道様似郡様似町議会議長藤井竹藏外十名)(第一三二一号)

同月十三日

油による海水汚濁防止条約の批准促進に関する陳情書外二件(兵庫県議会議長森新之助外二名)(第一三二二号)

日豊本線の複線化促進に関する陳情書(宮崎県議会議長黒木重男)(第一三三三号)

土讃本線の防災施設整備等に関する陳情書(四

国四県議会議長代表愛媛県議会議長菅豊一)(第一三四号)

小鶴線の早期建設に関する陳情書(近畿二府六県議会議長代表福井県議会議長山本治)(第一三五五号)

水戸市細町地内常磐線及び水郡線の両踏切立体交差化に関する陳情書(水戸市議会議長安達勝次郎)(第一三六号)

三陸縦貫鉄道久慈線、盛線及び小本線の建設促進に関する陳情書(岩手県三陸縦貫鉄道建設促進期成同盟会長岩手県知事千田正外十七名)(第一三七七号)

東北本線の複線化、電化及び電車化促進に関する陳情書(東北本線複線化電化電車化促進期成同盟連合会長岩手県知事千田正外五名)(第一三八号)

福相線の早期建設に関する陳情書(福島県伊達郡梁川町議会議長藤石潔)(第一三九号)

加古川線の複線化促進に関する陳情書(兵庫県市議会議長長姫路市議会議長井上藤雄外十九名)(第一四〇号)

野岩羽線今市、滝の原間の早期開通等に関する陳情書(山形県鉄道建設整備促進同盟会長山形県知事安孫子藤吉外二名)(第一四二号)

日豊本線の複線化、電化促進に関する陳情書(宮崎県市議会議長長宮崎市議会議長児玉辰生)(第一四三二号)

杉安、湯前間の鉄道開通促進に関する陳情書(宮崎県市議会議長長宮崎市議会議長児玉辰生)(第一四三三二号)

山陽線西明石以西の複々線化早期実現に関する陳情書(兵庫県市議会議長長姫路市議会議長井上藤雄外十九名)(第一四四四号)

五新鉄道阪本、新宮間を調査線に格上げに関する陳情書(五新鉄道期成同盟会長奈良県吉野郡十津川村長玉置直通外十七名)(第一四五五号)

昭和四十一年十二月十九日(月曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

委員長 古川 丈吉君

理事 壽原 正一君

理事 田邊 國男君

理事 山田 彌一君

理事 肥田 次郎君

理事 小淵 惠三君

理事 川野 芳満君

理事 高橋清一郎君

理事 南條 徳男君

理事 福井 勇君

理事 増田甲子七君

理事 山村新治郎君

理事 小川 三男君

理事 泊谷 裕夫君

理事 山口丈太郎君

理事 竹谷源太郎君

理事 勝利君

理事 清野 清吾君

理事 久保 三郎君

理事 矢尾喜三郎君

理事 龜岡 高夫君

理事 佐々木義武君

高橋 禎一君

長谷川 峻君

細田 吉藏君

松浦周太郎君

井岡 大治君

勝澤 芳雄君

野間千代三君

内海 清君

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

同月九日

踏切道等の道路改良工事に伴う国鉄との協定促進に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第四四号)

同(小坂善太郎君紹介)(第四五号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第四六号)

同(増田甲子七君紹介)(第四七号)

同(小川平二君紹介)(第一六四号)

同(吉川久衛君紹介)(第一六五号)

同(倉石忠雄君紹介)(第二〇二号)

自動車のパークによる交通事故防止に関する請願(栗山秀君紹介)(第一〇五号)

総武線小岩駅に快速電車停車に関する請願(島村一郎君紹介)(第一〇六号)

同月十四日

新東京国際空港の用地買収等に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第三四二号)

踏切道等の道路改良工事に伴う国鉄との協定促進に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四二九号)

同(中澤茂一君紹介)(第四三〇号)

同(松平忠久君紹介)(第四三二号)

同(三陸沿岸縦貫鉄道の早期建設に関する請願(野原正勝君紹介)(第八二五号)

水俣港の貿易港及び重要港湾指定に伴う漁業被害補償に関する請願(松田鐵蔵君紹介)(第一〇五五号)

大口市、出水市間の国鉄バス運行に関する請願(池田清志君紹介)(第一〇六八号)

同月十七日

踏切道等の道路改良工事に伴う国鉄との協定促進に関する請願(下平正一君紹介)(第一三三二号)

同(原茂君紹介)(第一三三三号)

は本委員会に付託された。

十二月八日

離島空路に対する国の助成措置に関する陳情書(長崎県議会議長小柳二雄)(第一三〇号)

千歳空港の民間専用国際空港使用に関する陳情書外十件(北海道様似郡様似町議会議長藤井竹藏外十名)(第一三二一号)

同月十三日

油による海水汚濁防止条約の批准促進に関する陳情書外二件(兵庫県議会議長森新之助外二名)(第一三二二号)

日豊本線の複線化促進に関する陳情書(宮崎県議会議長黒木重男)(第一三三三号)

土讃本線の防災施設整備等に関する陳情書(四

岩手県下のバス路線に関する陳情書（釜石市議會議長川畑民蔵）（第一四六号）

田辺、新宮間のバス路線開設に関する陳情書（和歌山県議會議長山下柳吉）（第一四七号）

小型船舶操縦士の免許交付に関する陳情書（和歌山県議會議長山下柳吉）（第一四八号）

鉄道敷設法の別表改正等に関する陳情書（鉄道新線建設促進全国協議會會長宮崎県知事黒木博外三十四名）（第一五十一号）

宮崎県北親光資源の開発等に関する陳情書（宮崎県市議會議長會長宮崎市議會議長兒玉辰生）（第一五二号）

四国鉄道輸送の改善促進に関する陳情書（高知市市議員一〇七の八四四地区町村議會議長會長古川清美）（第一五三三号）

四国循環鉄道の早期完成に関する陳情書（高知市市議員一〇七の八四四地区町村議會議長會長古川清美）（第一五四号）

大阪国際空港の騒音対策に関する陳情書（大阪府知事左藤義詮）（第一五五号）

鉄道貨物の輸送改善に関する陳情書（旭川市宮下通七鉄道貨物協會旭川支部長筒井英樹）（第一五六号）

熊野線のバス運賃据置きに関する陳情書（和歌山県西牟婁郡中辺路町長浦地孝一外一名）（第一五七号）

同月十七日 精神薄弱者に対する旅客運賃割引規定制定に関する陳情書（全国市長會中国支部長松江市市長齊藤強）（第二一九九号）

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件 国政調査承認要求に関する件 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二二号）

○古川委員長 これより會議を開きます。

この際、運輸大臣から發言を求められておりますので、これを許します。大橋運輸大臣。

○大橋運輸大臣 私、はからずも去る十二月三日運輸大臣の重責を拝しました。浅学非才でございますが、まことに恐縮の至りでございます。ただこの上は時局にかながみまして、力を尽くして御奉公の誠をささげたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○古川委員長 国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

運輸行政の実情を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

一、陸運に関する事項

一、海運に関する事項

一、航空に関する事項

一、日本固有鉄道の経営に関する事項

一、港湾に関する事項

一、海上保安に関する事項

一、観光に関する事項

一、気象に関する事項

について、本会中調査を進めたいと思ひます。つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認め、よってさよう決定いたしました。

なお、議長に提出する国政調査承認要求書の作成及び手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますので御了承願ひます。

○古川委員長 次に、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。大橋運輸大臣。

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

特定船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶整備公団法

目次中「（第十九条・第二十条）」を「（第十九条・第二十条）」に、「（第三十三条・第三十四条）」を「（第三十三条・第三十四条）」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 船舶整備公団は、船舶及び港湾運送に關連する設備の整備等について、その資金の調達に困難である海上旅客運送事業者、海上貨物運送事業者、港湾運送事業者等に協力することにより、適正かつ円滑な海上運送及び港湾運送の確保に資することを目的とする。

第三条及び第七條中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

第九條中「三人以内」を「四人以内」に改める。

第十三條第一号を次のように改める。

第十九條第五号中「解散する」を「解散し、又は貨物船を輸出する」に、「本邦の各港間における運輸省令で定める種類の運送に適した構造を有する鋼製の貨物船」を「運輸省令で定める総トン数未満の鋼製の貨物船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く）」に改め、同条第十四号を同条第十六号とし、同条第十三号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号中「第八号」を「第十号」に改め、同条第九号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 老朽貨物船等の解散又は貨物船の輸出を運輸省令で定める日までに行ない、その日から起算して運輸省令で定める期間を経過した日後に竣工する鋼製の貨物船（船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。）を建造する海上貨物運送事業者又は貨物船貸渡業者に対し、その間におけるこれらの者の当該事業の継続に必要な資金を貸し付け、又はこれらの者ががする金融機関（政令で定める範囲のものに限る。）からの当該資金の借入れに係る債務について保証すること。

九 内航海運組合法（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項第四号（同法第五十八條において準用する場合を含む。）に掲げる事業として係船による船腹の調整を行なう内航海運組合又は内航海運組合連合會に対し、当該係船による船腹の調整の事業に必要な資金を貸し付けること。

第十九條の次に次の一条を加える。

（係船資金の貸付け）

第十九條の二 前条第九号の規定による資金の貸付けは、次の事項について定めた調整規程を設定している内航海運組合又は内航海運組合連合會に対して行なうものとする。

一 係船する船腹量及び係船の期間

二 組合員（内航海運組合連合會を直接又は間接に構成する内航海運組合の組合員を含む。）次号において同じ。）に対しその係船する船腹量に応じて交付する交付金の額及び交付方法

三 組合員に対しその係船しない船腹量に応じて賦課する負担金の額及び徴収方法

公団は、前条第九号の規定による資金の貸付けの業務を行なう場合においては、貸付け金の償還を確保するための方法を定め、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第二十六條の次に次の一条を加える。

の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十
四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決
を経た金額の範囲内において、公団の長期借入
金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資
の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二
十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に
基づき政府が保証契約をすることができ、債務
を除く。）について保証することができ、
第二十七条の次に次の二条を加える。

（利子補給）

第二十七条の二 政府は、公団が第十九条第八号
若しくは第九号の規定により資金を貸し付け、
又は同条第八号の規定により債務について保証
するときは、政令で定めるところにより、当該
貸付け又は当該債務保証に係る金融機関の貸付
けにつき利子補給金を支給する旨の契約を公団
又は当該金融機関と結ぶことができる。

2 前項の規定による利子補給金を支給する旨の
契約（以下この条において「利子補給契約」と
いう。）により政府が利子補給金を支給するこ
とができる年限は、当該契約をした会計年度以
降、第十九条第八号の規定による貸付け又は同
号の規定による債務保証に係る金融機関の貸付
けにあっては十一年度以内、同条第九号の規定
による貸付けにあっては九年度以内とする。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、利子
補給金の総額が国会の議決を経た金額をこえる
こととならないようにしなければならない。

4 利子補給契約により政府が支給する利子補給
金の額は、次の額を限度とする。

一 第十九条第八号の規定による貸付け又は同
号の規定による債務保証に係る金融機関の貸付
けにあっては、当該貸付けの貸付残高につ
いて、公団が当該貸付けのために借り入れた
借入金の利率又は当該金融機関が通常それと
同種類の貸付けを行なう場合における利率と
年三分五厘との差の範囲内で運輸大臣が告示
で定める利率で計算する額
二 第十九条第九号の規定による貸付けにあつ

ては、当該貸付けの貸付残高について、公団
が当該貸付けのために借り入れた借入金の利
率と年五分五厘との差の範囲内で運輸大臣が
告示で定める利率で計算する額

5 前項の規定により利子補給金の限度額を計算
する場合において、当該貸付けの貸付残高が次
の計算上の貸付残高をこえるときは、当該計算
上の貸付残高を同項の貸付残高とする。

一 第十九条第八号の規定による貸付け又は同
号の規定による債務保証に係る金融機関の貸
付けにあっては、貸付契約が結ばれた日以後
元本を三年以内の期間で運輸大臣が告示で定
める期間すえおき、七年間半年賦均等で償還
するものとした場合における計算上の貸付残
高
二 第十九条第九号の規定による貸付けにあつ

ては、貸付契約が結ばれた日以後元本を一年
すえおき、六年間半年賦均等で償還するもの
とした場合における計算上の貸付残高

6 政府と公団又は金融機関との間に利子補給契
約が成立したときは、公団又は当該金融機関は、
当該契約に係る貸付けの貸付残高（第四項の規
定により利子補給金の限度額を計算する場合に
おいて、前項の規定により同項の計算上の貸付
残高を貸付残高とするときは、その額）につい
ての利率を、公団が当該貸付けのために借り入
れた借入金の利率又は当該金融機関が通常それ
と同種類の貸付けを行なう場合における利率か
ら政府が支給する利子補給金の額を基礎として
算出した利率だけ引き下げたものとしなければ
ならない。

（損失補償）
第二十七条の三 政府は、公団が第十九条第九号
の規定により資金を貸し付けるときは、政令で
定めるところにより、当該貸付けによって受け
た損失を補償する旨の契約を公団と結ぶことが
できる。

2 政府は、前項の規定による損失を補償する旨
の契約を結ぶ場合には、補償金の総額が国会の

議決を経た金額をこえることとならないように
しなければならない。
第三十三条を第三十三條の二とし、第六章中同
条の前に次の一条を加える。

（負担金に係る債権の保全等）

第三十三条 第十九条第九号の規定による資金の
貸付けを受けた内航海運組合又は内航海運組合
連合会は、第十九条の二第二項第三号の負担金
に係る債権について、善良な管理者の注意を
もってこれを保全し、かつ、その取立てに努め
なければならない。

第三十四条第三号中「第二十四条第一項」を「第
十九条の二第二項、第二十四条第一項」に改め
る。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）
2 特定船舶整備公団は、この法律の施行の日に
おいて、船舶整備公団となるものとする。

3 この法律の施行の際現に船舶整備公団という
名称を使用している者については、改正後の船
舶整備公団法（以下「新法」という。）第七条
の規定は、この法律の施行後六月間は、適用し
ない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

（債務保証の限度額）
5 政府は、昭和四十一年度において新法第二十
六条の二の規定により公団の債務について保証
する場合には、保証に係る債務の総額が二十五
億七千四百九十万円をこえることとならないよ
うにしなければならない。

（利子補給の限度額）
6 政府は、昭和四十一年度において新法第十九
条第八号の規定による貸付け又は同号の規定に
よる債務保証に係る金融機関の貸付けにつき新
法第二十七条の二第一項の規定により利子補給
金を支給する旨の契約を結ぶ場合には、利子補

給金の総額が六億四千三百三十九万五千円をこ
えることとならないようにしなければならない。

7 政府は、昭和四十一年度において新法第十九
条第九号の規定による貸付けにつき新法第二十
七条の二第一項の規定により利子補給金を支給
する旨の契約を結ぶ場合には、利子補給金の総
額が三千六百九十五万三千円をこえることとな
らないようにしなければならない。

（損失補償の限度額）

8 政府は、昭和四十一年度において新法第二十
七条の三第一項の規定により損失を補償する旨
の契約を結ぶ場合には、補償金の総額が二億三
千四百九十万円をこえることとならないように
しなければならない。

（公職選挙法の一部改正）

9 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一
部を次のように改正する。
第百三十六條の二第二項第二号中「特定船舶
整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）
10 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律
第百五十六号）の一部を次のように改正する。
第三十六條の三第一項中「特定船舶整備公
団」を「船舶整備公団」に改める。

（登録税法の一部改正）
11 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の
一部を次のように改正する。
第十九條第一号ノ十中「特定船舶整備公団」
を「船舶整備公団」に改める。

（印紙税法の一部改正）
12 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の
一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ五ノ七中「特定船舶整備公
団」を「船舶整備公団」に改める。

（所得税法の一部改正）
13 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一
部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中特定船舶整備公団の項

を削り、専売共済組合の項の次に次のように加える。

船舶整備公団 船舶整備公団法(昭和十四年法律第四十六号)

(法人税法の一部改正)

14 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中特定船舶整備公団の項を削り、水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

船舶整備公団 船舶整備公団法(昭和十四年法律第四十六号)

(地方税法の一部改正)

15 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

(行政管理局設置法の一部改正)

16 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

17 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の三中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

第二十一条第五項及び第六項中「特定船舶整備公団監理官」を「船舶整備公団監理官」に改める。

第二十三条第一項第三号の二中「特定船舶整備公団」を「船舶整備公団」に改める。

理由

内航海運における船腹過剰を解消し、及び内航海物船の近代化を図るため、特定船舶整備公団の業務として老朽貨物船等を解撤して行なう貨物船の整備及び内航海運組合等が行なう係船による船

腹の調整に関する融資業務等を追加し、これに伴い理事を増員し、長期借入金に係る債務についての政府の保証及びこれらの融資に係る政府の利子補給の措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大橋國務大臣 ただいま議題となりました特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

老朽不経済船を解撤し、近代制経済船の整備を促進して内航海運企業の自立体制を確立する方途につきましまして、去る五月に内航海運対策要綱を閣議決定いたしました。本法案は、さきの第五十一回国会に提案いたしました内航海運法の一部を改正する法律案とともに、この対策の実施の基本となるものであります。

本法案の要点は、第一に、従来特定船舶整備公団が行なっておりまして内航の老朽貨物船を解撤して行なう新船建造業務の範囲を拡大したことであり、すなわち、老朽貨物船を解撤する場合だけでなく、貨物船を輸出した場合においても、これを引き当てとして新船建造を行なえるようにし、また、建造する船舶につきましても、内航船だけでなく、近海航船をも建造し得るようになりました。

第二に、今回の内航海運対策要綱によりましますと、内航の過剰船腹処理のため、解撤は本年度内に一挙に行ない、建造は四十一年度から四十三年度にかけて分けて行なうことになっております。その場合、今年度中に解撤し、建造を四十二年度または、四十三年度に行なう船主に対しては、その間の負担を軽減するための措置が必要でありますので、公団は、これらの船主に対し、その間の事業の継続に必要な資金を低利で貸し付け、またはこれらの船主が市中金融機関からこれらの資金を借り入れる場合に公団が債務保証を行なうことができることとした次第であります。

また、同じく内航海運対策要綱に従い、内航海運組合が内航船腹量の調整のため、係船を行なう

こととなっておりますので、この係船による船腹調整事業につきましまして、公団が必要な資金を組合に貸し付けることができることとしたこととあります。

第三に、公団がその貸し付けを行なうために必要な資金を民間から調達しやすくするため、政府は公団の長期借入れ金について、債務保証を行なうことができることとしたこととあります。

第四に、公団または市中金融機関が行なうたさきに述べました貸し付けについて、政府は所要の利子補給を行なう旨の契約を結ぶことができることとし、また、係船に関する融資については損失補償契約を公団と結ぶことができることとしたこととあります。

第五に、以上のように公団の業務が拡充されたことに伴い、公団の名称、理事の定員等を改めることとしたしております。

なお、この対策は、本年度から実施しなければなりませんので、本法案の附則において、昭和四十一年度における政府の債務保証の限度額二十五億七千四百九十万円、利子補給の限度額六億八千三百四十八千円及び損失補償の限度額二億三千四百九十万円について予算措置を講じており、本法案は早急に成立をはかることが必要であります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○古川委員長 これにて説明聴取は終わりました。

○古川委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。關谷勝利君。

○關谷委員 この法案を明確化いたしますために二、三點御質問を申し上げます。

第一番は、公団の建造する船舶は四千五百総トン未満で遠洋区域以外のものとした理由はどうか、これを局長から承りたい。

○龜山政府委員 四千五百総トン以上の船舶は開發銀行の融資によるいわゆる計画造船で行なうというたてまえでございまして、公団におきましては四千五百総トン未満というもので、公団におきまして開發銀行の業務の分野を明確化した次第でございまして。

○關谷委員 第十九条第八号の「運輸省令で定める日」及び「運輸省令で定める期間」としてあるのは、これは何を定めておるのか、これをはっきりさしておいていただきたい。

○龜山政府委員 十九号八号の「運輸省令で定める日」及び「運輸省令で定める期間」と申しますのは、内航海運対策は、いま提案理由の説明にございまして、四十一年度内実施を目途としておりますので、まず第一に解撤を行なうのは四十二年三月三十一日、これを運輸省令で定める予定をいたしております。また、事業継続資金の融資につきましましては、解撤あるいは輸出等、建造までの間の期間が一年以上かかるという場合に融資等を行なうので、現在のところ、省令で定める期間は一年というふうに考えておる次第でございまして。

○關谷委員 第十九条第五号の改正により、老朽貨物船等の代替建造はどのように変わったのか。

○龜山政府委員 従来は老朽貨物船等の解撤のみを考えておりましたが、解撤のほか、さらに輸出を考えた。輸出も解撤と同様に新船建造のいわゆる権利を認める。したがって、単にいわゆる法定耐用年数を超過したもののみが従来の老朽貨物船ということでございしましたが、その年齢に達していないものでも、輸出をした場合には、これを解撤と同様にみなして新船建造の権利を認める。第二には、いまお話のございましたように、いままでは内航の三千総トン未満に新船建造は公団の場合に限られておりましたが、これを四千五百総トン未満でトン数を引き上げると同時に、内航にかかわらず、近回りの東南アジア方面に就航する船をもこの公団で建造することに改正

いたしたいと思う次第でございます。

○關谷委員 最後に係船の具体的な計画を承っておきたい。

○龜山政府委員 係船につきましては、各内航海運組合におきまして行なうわけでございますが、過剰船腹処理——解散と並んで過剰船腹を処理するための方策でございますので、大体初年度九万吨相当、そのうちから四万吨は係船を解除いたしまして、次年度は五万吨ということで、二年間で延べ十四万吨というふうな考え方でございます。この実施の方法は、政府が強権的に行なうのではなくて、海運組合の自主的な調整行為、法律に定められた調整行為ということによって行なうように予定しておる次第でございます。

○古川委員長 本案に対する質疑はございませんか。——ほかに質疑もないようでございますので、これにて本案に対する質疑は終局いたします。

○古川委員長 これより討論に入りますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古川委員長 次会は、明二十日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

昭和四十一年十二月二十二日印刷

昭和四十一年十二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局